

泉友会 規約

平成23年4月26日

第1条（名 称）

本会は泉友会と称する

第2条（目 的）

本会は、会員相互の自主性を尊重し、平等互恵の精神を基本に会員相互の親睦を計ることにより情報・交流を密にし、併せて会員の自己啓発の向上に寄与することを目的とする。

第3条（会 員）

（1）本会の会員は、建設関連産業の業者をもって構成する。

（2）本会の入会への可否は、前項の会員の推薦により役員会で決定する。

第4条（役 員）

（1）本会の役員は次の通りとし、総会において選出し任期を2年とする。

但し、再任は妨げない。

会 長 1名

副会長 1名（必要に応じて置く。）

幹 事 若干名（1名の常任幹事を置く。）

会計監事 1名

（2）上記役員は、総会において選出する。なお、役員会の推薦により名誉顧問及び顧問を置くことができる。

（3）会長は、会務を統括し総会の議長となる。

副会長は、会長を補佐する。

常任幹事は、本会の事務局とし行事の立案・執行を行う。

第5条（行 事）

本会は第2条の目的を達成するために、次の行事を実施する。

（1）ゴルフ・コンペ、パーティー等の各種の親睦会

（2）情報の交換及び自己啓発の為の研修会

（3）その他会員が必要と認める行事

第6条（会 議）

本会は次の会議を設ける。

（1）総 会

年1回開催し、年度行事の計画・予算案・行事報告・決算報告等を審議する。

（2）役 員 会

必要により随時開催し、行事を審議し執行する。

（3）総会の議事は、出席者の過半数をもってこれらを決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第7条（会 計）

（1）会計年度

毎年4月1日より翌年3月31日までとし、会長は総会において会計年度毎に決算報告を作成し、会計監事の監査を受け、これを総会へ提出し承認を得る。

（2）会 費

（イ）本会運営経費として、会員は年会費10,000円を納入する。

（ロ）行事の開催に当たり、必要経費を臨時会費として徴収する。

（ハ）退会の場合は、既に納入した会費等は返還しないものとする。

第8条（退 会）

（1）会員は、届け出により退会することが出来る。

（2）会員に対して本会の目的に反して統制を乱したり、相応しくない行為が有る場合は、役員会の決議により退会をさせることが出来る。

第9条（運 営）

本会則の定めない事項に関しては、社会通念に従い良識により判断してとり行うものとする。

第10条（改 廃）

本会則の改廃は、役員会の決議を経て総会の承認を得るものとする。

泉友会 ゴルフ・コンペ規約

第1条 (名 称)

本会は泉友会ゴルフ会と称する。

第2条 (目 的)

本会は泉友会の主旨に従い、ゴルフを通じて会員相互の親睦を計り、人格の修養とマナー・エチケットの修得に努め、健康と技術の向上、ルールの研修と併せて誰にでも好かれるゴルファーと成るように努力することを目的とする。

第3条 (会 員)

- (1) 会員は、原則として泉友会の会員及び其の推薦があった者とする。
- (2) 会員は、推薦者に対して全ての責任を負うものとする。
- (3) 会員は、原則として1年間は同一人が努めることとする。

第4条 (会 費)

- (1) 本会の会費は、当日会費として9,000円を徴収する。
- (2) 当日のプレー費用は、自己負担とする。
- (3) その他必要に応じて臨時会費を徴収出来る。

第5条 (退 会)

- (1) やむを得ず本会を退会するときは、会長に届けなければならない。
- (2) 退会の場合徴収した会費は返金しない。

第6条 (規約の変更)

例会の議席において、全会員の半数以上を基に可決された議案は有効とし、当日欠席者の異議は認めないものとする。

付 則

- (1) 競技会は、4ヶ月に1回開催する。(年間3回開催)
- (2) 競技会開催の案内は、幹事が往復ハガキ又はFAXにて全員に通知し参加希望会員は指定日までに幹事に返答をするものとする。
- (3) 競技会が6回終了の時点で取切り競技を行う。取切り競技の参加資格者は、6回内の優勝者と皆勤者で行う。
- (4) 取切り競技と例会競技とは、併せて行いハンディキャップは通常のものとする。
- (5) 順位はNETの少ない者から上位とし、NETが同一の場合次の方法で順位を決定する。
 - (イ) ハイ・ハンディーの者
 - (ロ) (イ)にて決しないときは、年長者(誕生日にて)とする
 - (ハ) (ロ)にて決しないときは、OUTのグロススコアの少ない者

- (6) 連続して 2 回以上の欠席者及び新参加者は優勝の資格が無く、 2 位以下の順位は認めるものとする。
- (7) 入賞は次の通りとする。
- | | | | | | | |
|----------|----------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 優勝 | 10,000 円 | 準優勝 | 5,000 円 | 3 位 | 3,000 円 | B・B 賞 |
| ベスト・グロス賞 | | ニアピン賞 | | ドラコン賞 | | |
- (8) 例会優勝者・準優勝者・3 位入賞者は、次回のハンディーをそれぞれ 3 0 %・2 0 %・1 0 % 減とする。 アンダー・パーは、その数を引き小数点以下は切り捨てとする。
- (9) 例会競技、取切り競技は原則として、1 8 ホールのストローク・プレーとする。 特別に指示されたとき以外は、ローカル・ルールに従うものとする。
- (10) 例会の優勝者と B・B 賞者は、幹事として次回の競技場所の世話役をすることとする。ただし、最終決定は会長が行うものとする。
- (11) 組合せ表送付後のキャンセルは、5 , 0 0 0 円の負担金を課す。